

## 補助金制度等による協働の推進

### 市民活動応援補助金に関する検討(1)〔仮称〕協働コースの概要

#### 1 補助対象者(案)

##### (1) 申請できる者(採択後に補助金交付を受ける者)

No	申請できる者	参考事例
案1	市民活動団体1者を申請者とする。	御殿場市
案2	市民活動団体と協働相手のうちいずれか1者を申請者とする。	藤沢市 仙台市
案3	市民活動団体と協働相手の連名による申請とし、2者以上を申請者とする。 なお、申請者のうち市民活動団体1者を代表として補助金を交付する。	川崎市
案4	市民活動団体と協働相手の連名による申請とし、2者以上を申請者とする。 なお、申請者のうちいずれか1者を代表として補助金を交付する。	

##### (2) 市民活動団体の要件(市民活動応援補助金交付要綱の規定)

- ① 市内を主な活動の拠点としていること。
- ② 3人以上の市民(在学、在勤、在活動を含む。)で構成されていること。
- ③ 継続して市民活動を行う見込みがあること。
- ④ 営利を目的としていないこと。

※提案型協働事業には「1年以上継続して市民活動を行っている」という要件があるが、〔仮称〕協働コースではこれを設けず、現在の市民活動応援補助金の要件に合わせる。

#### 「市民活動」とは(市民活動推進条例の規定を参照)

市民が自主的かつ自立的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。ただし、宗教活動、政治活動及び選挙活動を除く。

##### (3) 協働相手の要件(仙台市の事例を参考)

上記(2)の要件または次の要件を満たす組織

- ① 市内で活動していること。
- ② 3人以上で構成されていること。
- ③ 宗教活動、政治活動及び選挙活動を目的としていないこと。

※市民活動団体、地域活動団体、企業、商店、学校、福祉施設、行政などを想定している。

##### (4) 市民活動団体及び協働相手の共通の要件(市民活動応援補助金交付要綱の規定)

- ・暴力団に該当しないこと。法人にあつては代表者及び役員が、法人格を持たない団体にあつては代表者が暴力団員に該当しないこと。

【参考】仙台市の事例では、法人市民税の滞納や消費税等の未納がある者は、申請できないとしている。

## 2 対象事業・補助回数（案）

種類	〔仮称〕協働コース
対象事業	地域課題の解決に向けて、他の組織と協働して取り組む事業であって、協働の効果が期待できるもの
補助回数	1事業3回まで

## 3 補助金額（案）

- ・提案型協働事業の協働相手は行政のみであり、「市の負担は1事業100万円以内を目安」として年2事業程度を想定しているものだが、〔仮称〕協働コースの協働相手は幅広いいため、事業数の増を見込んで1事業あたりの補助金額を減額した案とすることが考えられる。
- ・現在のステップアップコースは「A：70%以下かつ20万円を上限」と「B：50%以下かつ30万円を上限」だが、今後、〔仮称〕協働コースとのバランスを考慮の上、見直しを検討する。

## 4 募集方法（案）

- ・募集は、現在の市民活動応援補助金と同様に、全てのコースで同時に行う。
- ・申請の受付や相談は、現在の市民活動応援補助金と同様に、UMECOで行う。
- ・申請者が提出する企画提案書等の様式は、他のコースとは別の様式（または追加の様式）を新たに整備する。

## 5 審査方法（案）

- ・審査は、現在の市民活動応援補助金と同様に、全てのコースで同時に行う。
- ・〔仮称〕協働コースの活用促進のために、採点において、「協働の効果」を加点する方法も考えられる。

## 6 コースの名称

【例】協働コース・コラボレーションコース・パートナーシップコース  
市民協働コース・協働まちづくりコース・市民活動コラボコース

### （参考）検討のスケジュール

R4.2	(1) 〔仮称〕協働コースの概要
R4.5	(2) 各コースの補助内容
R4.7	(3) 制度運用における支援のあり方（コーディネーターなど）
R4.8	(4) 制度見直しによる影響
R4.10	(5) 制度見直し後の募集及び審査等のスケジュール